



新発田民主商工会
新発田市豊町2-3-3
TEL0254-22-4390
FAX 22-4705
2018.5.14
No 2104

「換価の猶予」の申請者に決定の通知

確定申告は終わったものの、高額の税金を納付するのが大変という人が多くいます。納期限までに一度に納付するのが困難な場合、税務署に申請することで財産の差し押さえが猶予され、分割して納付することができる「換価の猶予」という制度があります。新発田民商では、3月にこの制度の学習を行い、4月に5名の会員が消費税の分割納付を希望して申請し、税務署と納税相談しました。

このほど、申請した人たちに税務署から通知があり、無理なく払える金額と回数での分割納付が認められました。申請した会員さんは、「民商に教えてもらひながら申請の準備をしたのでスムーズに申請できました。分割納付で安心して仕事が続けられる」と大変喜んでいました。

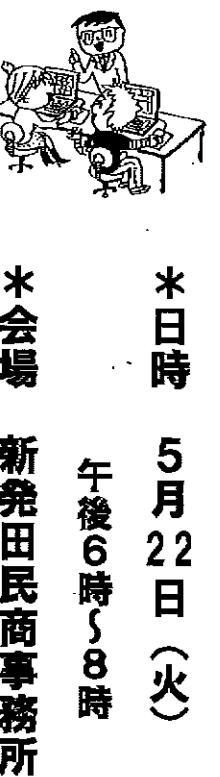
これからでも申請できます

「換価の猶予」の申請は、税金の納期限から6か月以内に申請することができます。例えば、個人事業者の消費税の納期限は3月31日なので、9月30日まで申請することができます。法人も申請することができます。また、地方税にも同様の制度があります。

納付でお困りの方は、ぜひ民商にご相談ください。



5月6日「パン」「ハ教室」



*開場時 5月22日(火)

午後6時～8時

*会場 新発田民商事務所

(※参加希望の方は事前にご連絡ください。)

例「パンだんご」づくり

とき 6月17日(日) 午前の時～正午

会場 新発田市地域交流センター

(※詳細は裏面のチラシをご覧ください。)

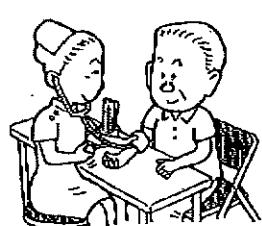
共済会健康診断

土曜健診(下越病院)の

日程が決まりました

今年度の集団健診は、

8月18日(土) 行います。



詳細は後日お配りする案内をご覧ください。

今後の仲間を増やして

全商連総会を迎えるよ!

5月11日：川東米倉支部「なんでも相談会」

5月17日：弁護士による「無料法律相談」

(相談希望の方は事前にご予約ください)

4月は商工新聞読者が6名、会員が1名増えました。前回総会時現勢突破を目指して、さらに奮闘しましょう!

今週の商工新聞：♪♪もおすすめ

- ◆一面・四面・五面…新潟の記事が載っています
- ◆二面…雇用保険の個人番号問題「不記載でも受理」
- ◆三面…「補助金獲得」各地の民商で学習会